

平成27年12月3日

「筆界特定制度創設10周年記念講演会」を開催します。

日本土地家屋調査士会連合会

日本土地家屋調査士会連合会では、法務省との共催により、平成28年1月14日(木)に、東京ドームホテル(東京都文京区)において、「筆界特定制度創設10周年記念講演会」を開催します。

法務局、地方法務局の筆界特定登記官が、土地の所有権名義人等の申請に基づいて筆界を特定する「筆界特定制度」は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図ることによって、地図混乱地域の解消、相隣関係の安定等に役立つ制度です。

平成18年の不動産登記法の改正によりスタートした同制度は、年間2000件以上の申請件数があり、専門的な知識・経験の豊富な筆界特定登記官・土地家屋調査士と、これまで境界確定訴訟の代理人として筆界と関わってきた弁護士等がその専門性を発揮することにより、境界問題に悩む土地所有者等の利便に供するものです。

土地家屋調査士は、土地の筆界に関する専門的かつ高度な知識、経験、技能を持つ筆界調査委員として、また、手続の代理人として同制度に貢献しています。

今回の講演会では、制度創設時に法務省民事局長であられました 房村精一氏を講師にお迎えし、制度創設時からの歩みやこれからの制度の未来についてお話しいたします。

講演会の概要は次のとおりです。是非ご参加ください！お待ちしております。

<日時> 平成28年1月14日(木) 午後1時30分～同3時(開場 午後1時)

<場所> 東京ドームホテル 地下1階「シンシア」

<主催> 法務省、日本土地家屋調査士会連合会

<講演会> 記念講演『筆界特定制度10年の歩みと未来への提言(仮)』

講演者 房村精一先生

(元法務省民事局長・日本土地家屋調査士会連合会顧問)

※申込み不要 入場無料

境界
紛争

ゼロ
宣言

<本件に関するお問合せ先>

日本土地家屋調査士会連合会 事務局

中邑(なかむら)

電話 03(3292)0050

メール rengokai@chosashi.or.jp